

福山市生産性向上設備等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている市内中小事業者に対して、業務の効率化等、生産性の向上に資する設備投資等に必要な経費の一部を補助する「生産性向上設備等導入支援事業補助金」(以下「補助金」という。)の交付について、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。
- (2) 「大企業」とは、「中小企業者」以外の者で、事業を営む者をいう。
- (3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる条件を全て満たす中小企業者とする。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 福山市内に事業所を有すること
- (2) 生産性向上に資する取組を実施すること
- (3) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であること
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (4) 社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること
- (6) 申請日において現に事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、生産性向上に資する設備投資等とする。ただし、同一年度において、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けているものを除く。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、専ら前項に規定する補助事業のために要する経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内（千円未満は切り捨てとする。）とし、上限を60万円とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、別に市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約書
- (4) 事業の開始日、主たる事業所等の所在地及び事業内容を確認できる書類（法人登記履歴事項全部証明書、個人の営む事業の開業届等）の写し
- (5) 収支予算書に計上した経費に関する見積書等の写し
- (6) 振込先口座の通帳の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 本事業への申請は、1事業者につき1回とする。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条の書類を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、速やかに補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

(補助対象期間)

第9条 補助の対象とする期間は、2024年（令和6年）1月1日から2024年（令和6年）12月31日までの期間とする。

(事業計画等変更の申請)

第10条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた後において、申請書に記載した事項を変更するときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

2 前項の承認により、補助対象経費が減額となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 第1項の承認により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定及び交付額を変更したときは、補助金交付決定変更通知書によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ事業計画中止・廃止承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の中止又は廃止をしたときは、補助金交付決定中止・廃止通知書によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助対象事業終了後30日以内に、事業報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業に係る経費の領収書等の写し
- (3) 事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料（写真等）
- (4) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付額の確定及び交付)

第13条 市長は、前条に規定する事業報告書の提出があったときは、内容について審査を行い、適当と認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により、補助金額及び交付条件を通知するものとする。

2 補助事業者は前項で確定した金額をもって、市長に請求しなければならない。

3 前項の請求は、前条に規定する実績報告と併せて行うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が虚偽の申請等不正な手段により補助金の交付を受けたとき、その他補助の交付が適当でないとしたときは、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させることができる。

(延滞金)

第16条 補助事業者は、前条の規定により、市長から補助金の返還命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(書類の様式)

第18条 この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）3月15日から施行し、同年1月1日以後に行う第4条に規定する事業について適用する。